

土浦市障害児（者） 相談支援の手引き

（第2.0版）



土浦市イメージキャラクター つちまる

令和6年2月発行

土浦市

はじめに

このたび、平成 29 年 5 月発行「土浦市 障害児（者）相談支援の手引き」を改定し、「土浦市 障害児（者）相談支援の手引き（第 2.0 版）」を作成しました。

「相談支援の質の向上に向けた検討会（厚生労働省）」（第 6 回～第 9 回）における議論の取りまとめ（平成 31 年 4 月 10 日）において、『特に、相談支援専門員の役割については、「**障害児者の自立の促進と障害者総合支援法の理念である共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うこと**」が求められるとされ』、相談支援専門員の研修制度は、令和元年に見直されました。

さらに、本県においては、理想とする相談支援専門員像とその養成に必要な知識や技術を習得するための研修体系や、相談支援体制に向けた支援の方向性を検討され、令和 4 年 3 月に「茨城県障害者相談支援専門員人材育成ビジョン」（茨城県保健福祉部障害福祉課）により、本県の人材育成と確保を図るための指針が示されました。

このたび本市で作成した、手引き（第 2.0 版）には、相談支援専門員が、本市において活動する際の基礎知識として、ぜひ知って欲しい福祉制度や支援体制などを盛り込みました。「相談支援従事者研修テキスト」には掲載されていない、本市に独自の内容を中心にしておりますので、テキストを補完するものと位置付けてください。本手引きは、地域自立支援協議会（全体会議）、基幹相談支援センター連絡会議の意見を踏まえながら、地域自立支援協議会の事務局会議（構成：土浦市障害福祉課、土浦市社会福祉協議会、尚恵学園、ほびき園）出席者が共同で作成しました。

本手引きが、当事者主体の質の高い相談支援の実現に向けて、相談支援専門員の皆様の業務に活用され、相談支援の充実と強化につながれば幸いです。

目次

1	相談支援専門員に求められるもの	1
	「茨城県障害者相談支援専門員人材育成ビジョン」は知っていますか？	
2	相談支援専門員の業務について	2
	日々の業務の根拠を確認しましょう。	
	(1) 計画相談運営基準について	
	(2) 報酬・加算について	
	(3) モニタリング期間について	
	(4) 障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A	
	(5) 事務処理要領	
	(6) 介護保険サービスとの関係について	
3	土浦市の相談支援体制について	10
	市町村により、相談窓口や体制は様々です。土浦市がどのような体制になっているか確認しましょう。	
	(1) 基幹相談支援センター等について	
	(2) 地域包括ケアシステム（ふれあいネットワーク）について	
	(3) 虐待防止について	
	(4) あんしんサポーター（地域生活支援拠点等）について	
4	土浦市の地域生活支援事業について	20
	障害者総合支援法の「地域生活支援事業」は、市町村により実施しているサービスは様々ですので、サービスの種類を確認しておきましょう。	
5	茨城県内の相談機関等一覧	20
6	基幹相談支援センター連絡会議	24
	毎月開催されている連絡会に参加し、研修の受講や、相談支援専門員との情報交換や連携強化にご活用ください。	
7	ワムネット（WAMNET）について	26
	所属する事務所（法人）の情報が正しく掲載されているか定期的に確認しましょう。	

1 相談支援専門員に求められるもの

～「茨城県相談支援専門員像」～

「茨城県障害者相談支援専門員人材育成ビジョン」では、茨城県で求められる相談支援専門員像として、「利用者等と信頼関係を築き、地域で利用者の希望する生活が送れるよう、支援ネットワークを作り、地域づくりの取り組みができる」と示しています。具体的なこととして、以下のことを挙げています。

本市においても、同ビジョンを踏まえ、相談支援体制を充実に向けた取り組みを進めていきます。

(1) 「利用者等と信頼関係を築く」

権利擁護や虐待防止の観点で関わること、利用者のプライバシーの保護や人権尊重に配慮すること。

(2) 「地域で利用者の希望する生活が送れるようにする」

利用者のニーズを汲み取り、夢や希望の実現に向けた計画を作成すること。

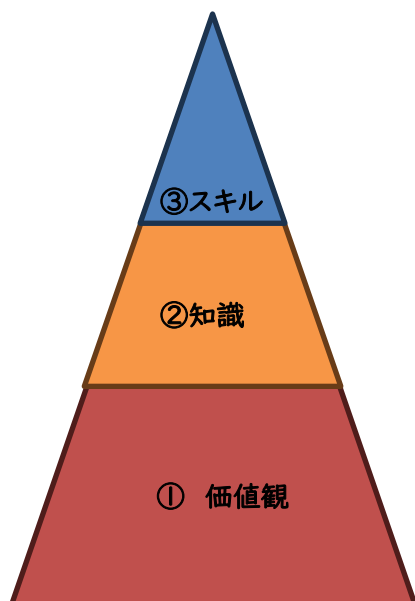
(3) 「支援ネットワークを作る」

公的サービス、近隣や地域社会、ボランティアなどが行う援助等を組み合わせる等、様々な支援者とのネットワーク作りを形成すること。

(4) 「地域づくりの取り組みができる」

地域のアセスメントを行い、利用者ニーズを充足するために必要な社会資源開発を行うため、サービス提供者や行政、地域住民等と、協力して取り組むこと。

人材育成ビジョンが求めている相談支援専門員に必要な力(イメージ)



障害者相談支援に携わる者に必要な技術

- わかる・感じる : 創造力、情報収集力、分析力、判断力、想像力等
- 動く・かかわる : 関係形成力、対話力、実行力、継続力、尊重する力等
- つなげる・広がる : 交渉力、調整力、説明力、推進力、会議力、ネットワーク等
- 信頼関係の構築
- 自己コントロール : 自己覚知、中立性、職種との協働意識、ポジティブ思考等

障害者相談支援を進めるために必要な知識

- 援助理論 : ケアマネジメント、コミュニティワーク等
- 対象者の理解・障害理解
- 法制度・福祉サービス
- 地域システム、地域の社会資源 : 協議会、地域移行・地域定着

対人援助やコミュニティソーシャルワークに関わる専門職としての姿勢、価値観、倫理観

- 本人主体 : エンパワメント、ストレングス、自己決定の尊重
- 人権の尊重 : 権利擁護、虐待防止、プライバシーの保護、インクルージョン、ノーマライゼーション
- 専門職倫理 : 人間の尊重、社会正義、貢献、誠実、専門的力量

「茨城県障害者相談支援専門員人材育成ビジョン」より抜粋

2 相談支援専門員の業務について

(1) 計画相談運営基準について

「**計画相談運営基準※**」は、相談支援専門員の必要最低限のルールを定めたものです。計画相談業務はこの基準のとおりに行う必要があります。普段行っている業務の根拠が書かれておりますので、必ず目を通しておきましょう。

※計画相談運営基準・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令）
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（障害保健福祉部長通知）・・・計画相談運営基準の趣旨・内容を分かりやすく説明したものです。

児童の相談支援の基準は、別にルールが定めてあります。次の基準等も確認しておきましょう。

- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（障害保健福祉部長通知）

(2) 報酬・加算について（者）

○額算定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示）

※そのほか、関係告示や留意事項通知により、算定要件が定められております。

○計画相談支援給付費通知（代理受領通知）

計画相談支援給付には利用者の自己負担はありませんが、相談支援事業者は給付費の支給を受けた場合は、利用者への通知が必要ですので、忘れずに行ってください。（基準 14 条 1 項）

(3) モニタリング期間について

モニタリングの標準期間については、次の表のとおりです。

モニタリング標準期間（障害者総合支援法施行規則第6条の16）

対象者		期間（令和元年度から）
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ
障害児通所支援等 在宅の障害福祉サービス	集中的支援が必要な者	1月間
	就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	3月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日 中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着 支援、障害児通所支援	6月間 ※65歳以上で介護保険のケア マネジメントを受けていない者 は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護 入所者、重度障害者等包括支援		6月間

標準期間と異なるモニタリング期間を設定したい場合には、必ず理由をサービス等利用計画（案）やモニタリング報告書の「その他留意事項」などに記載してください。（基準14条2項⑦）

モニタリング標準期間以外を設定する場合には、次のQ&Aを参考にしてください。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2（令和3年4月8日）抜粋

（モニタリング）問 38 モニタリング標準期間について、利用者の状況に応じて標準以外の期間を設定してもよいか。

（答）

施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、標準期間が6月に1回のところを3月に1回としても差し支えない。例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よ

りも短い期間で設定することが望ましい。

(具体例)

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

○「サービス等利用計画」/「モニタリング報告書」

市に提出してください（基準 6 条）。「サービス等利用計画」は利用者だけではなく、サービス等利用計画に位置づけた各種福祉サービスの担当者にも交付してください（基準 14 条 2 項⑬）。

○更新時の給付費の請求に注意！（誤りやすいので注意）

サービスの更新に際し、モニタリング（継続サービス利用支援）、計画作成（サービス利用支援）の順に一連の流れで行った場合は、サービス利用支援費（計画作成費）のみ請求できます。継続サービス利用支援費（モニタリング費）は請求できません。

(間違い事例1) サービス支給期間の終期が8月末のとき

月	8月	9月
請求した給付費	サービス利用支援費 継続サービス利用支援費	

サービスの支給期間の最後の月に、モニタリングを実施したうえで、サービス等利用計画(案)を作成することになりますが、請求できるのは、「サービス利用支援費」のみです。表の中で8月の継続サービス利用支援費は請求できません。

(間違い事例2) サービス支給期間の終期が8月末のとき

月	8月	9月
請求した給付費	継続サービス利用支援費	サービス利用支援費

別々の月の請求の場合でも、請求できるのは、「サービス利用支援費」のみです。8月の継続サービス利用支援費は請求できません。

(4) 障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A

障害福祉サービス等の報酬は3年に1回、大きな改定があります。この改定のタイミングで、Q&A(疑義解釈)が、厚生労働省障害福祉課から発出されます。相談支援に関する項目には必ず目を通しておきましょう。例えば、令和3年度には次のような内容が含まれており、相談員の業務負担を軽くする内容もありましたので、一通り目を通しておきましょう。

<令和3年度 Q&A (Vol2) より一部抜粋>

(加算共通②)問 28 記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録(相談支援台帳等)等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

(答)

各加算（体制を評価するものを除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第 30 条第 2 項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第 30 条第 2 項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算（会議参加）を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見（考察）等を記録することが必要である。

（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A（平成 30 年 3 月 30 日障害福祉課事務連絡）の別添資料 2 は廃止する。

加算名	記録に記載する事項
(省略)	(省略)

（５）事務処理要領：「介護給付費等に係る支給決定事務等について」

市町村が障害福祉サービスの支給決定をする際の根拠等とまとめたものです。障害者総合支援法、同法施行令、同法施行規則、運営基準などから、抜粋した内容を分かりやすくまとめたものになります。報酬改定がある 3 年ごとに内容の見直しがありますが、毎年 4 月に改正版が公表されています。

・「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和 5 年 4 月）」…児童の通

所サービスの支給決定の根拠等をまとめたものです。

- ・「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き(令和5年4月版)」
…利用者負担の決定根拠等をまとめたものです。



(厚生労働省 Web サイト)

事務処要領はこちらをご確認ください。

サービスの支給決定などに際して、市に提出する書類については、次の表をご確認ください。

支給決定プロセスの各段階で市町村に提出する「サービス等利用計画」の様式

支給決定プロセス	「サービス等利用計画」の様式								サービス等調整会議議事録等、独自の様式 アクセスメントシート、ニーズ整理票、	
	様式 1-1	様式 1-2	別紙 1	別紙 2	様式 2-1	様式 2-2	様式 3-1	様式 3-2		
	サービス等利用計画案	サービス等利用計画案(週間)	申請者の状況(基本情報)	申請者の状況(基本情報)(週間)	サービス等利用計画	サービス等利用計画(週間)	モニタリング報告書	継続サービス等利用計画(週間)		
① 支給決定前	●	●	●	●					○	
② 支給決定後					●	●				
③ モニタリング	障害福祉サービスの種類 や量が変更になる場合	●	●	○	○			●		○
	曜日や時間帯、事業者 のみが変更になる場合			○	○			●	●	○
	特に変更がない場合							●		○

●必須提出、 ○必要に応じて提出

(平成 23 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「サービス等利用計画の実態と今後のあり方に関する研究事業」
サービス等利用計画作成サポートブック 平成 25 年 5 月(改訂第 2 版)より抜粋)

（6）介護保険サービスとの関係について

- 障害福祉サービスを利用している方が 65 歳に到達する場合、障害者総合支援法第 7 条の規定により、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスが優先されることとなります。40～64 歳で、特定疾病に該当する人についても、同様に介護保険サービスが優先されます。
- 介護保険には存在しない障害福祉サービス独自のサービス（以下）は、介護保険優先ではありませんので、障害福祉サービスから提供されます。同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型
- 以下のような状況では、障害福祉サービスの提供が可能となる場合があります。
 - ① 介護保険のサービス支給量では、サービス量が不足する場合
 - ② 介護保険の事業所、施設が身近にない場合など
 - ③ 要介護・要支援認定が非該当と判定された場合

詳しくは以下の通知を確認するか、または障害福祉課にご相談ください。

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項について
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について

○新高額障害福祉サービス等給付費

これまで利用料を負担しなかった（利用者負担なし）が、介護保険サービスへの移行によって、1割の利用料を負担することになる場合があります。この増加分をあとから給付する制度があります。給付の対象には以下の条件①～④すべてに該当する必要があります。

① 65歳以前の5年間継続して、特定の障害福祉サービス（※1）の支給決定を受けており、介護保険移行後に、これらに相当する特定の介護保険サービス（※2）を利用すること。

※1 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※2 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは除く）

② 利用者とその配偶者が、市町村民税非課税者または生活保護に該当していること。

③ 65歳到達前に、障害支援区分が区分2以上であったこと。

④ 65歳までに、介護保険法による給付を受けていない。

○相談支援専門員は何をすればいいの？

65歳の到達前の3か月前から、要介護認定の申請ができます。64歳を過ぎた頃から、次のようなことを検討しておきましょう。なお、介護保険サービスを利用することになる場合には、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、ケアプラン作成等を行うことになります。相談支援専門員としての業務は終了となりますので、引継をお願いいたします。

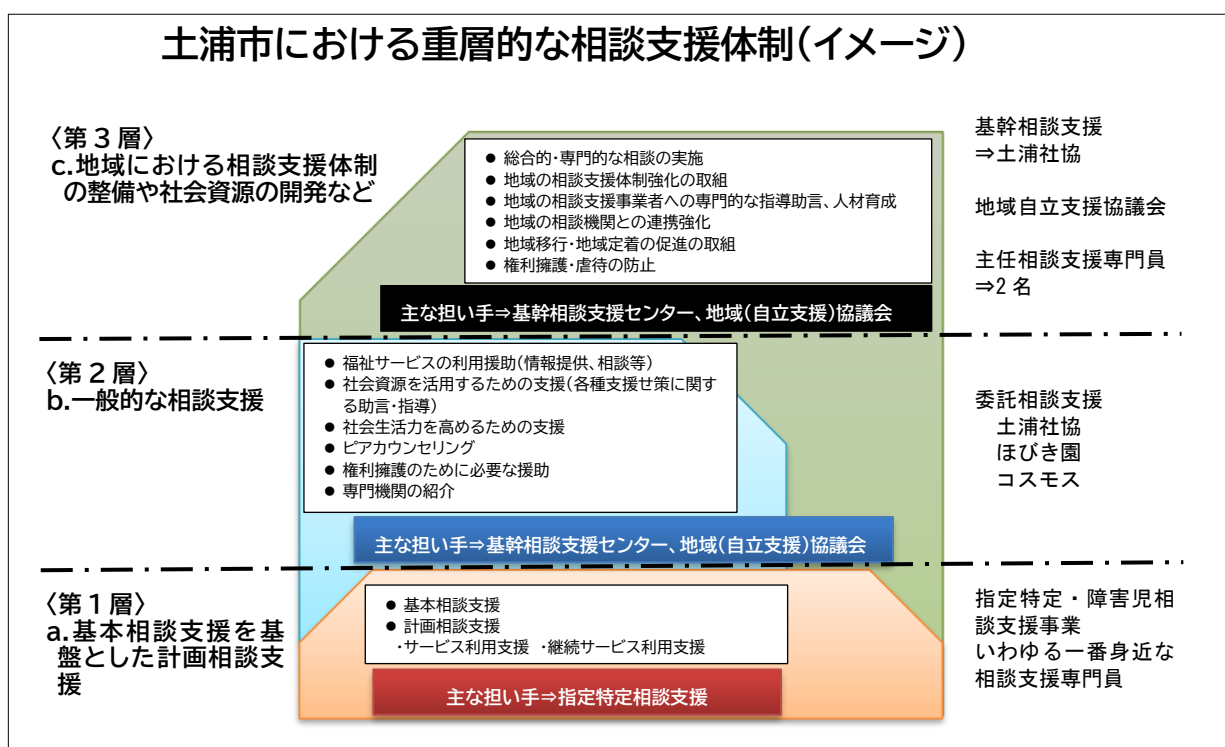
（一例）

- ・介護保険サービスに移行できるサービスはあるか。
- ・介護保険サービスに該当するサービスがないので、引き続き障害福祉サービスを利用することになるか。
- ・介護保険サービスに移行してからも、現在の事業所を利用し続けられるかどうか。

3 土浦市の相談支援体制について

(1) 基幹相談支援センター等について

相談支援事業所は、「基幹相談支援センター」、「土浦市障害者相談支援事業所」、「指定特定相談支援事業所」、「指定障害児相談支援事業所」、「指定一般相談支援事業所」に分けることができます。これらの事業所により重層的な相談支援体制（下記イメージ図参照）を構築しています。



① 土浦市基幹相談支援センター（市地域生活支援事業）

地域における相談支援の中核的機関として、「総合相談・専門相談」「地域の相談支援体制の強化」「地域移行・地域定着の促進」「権利擁護・虐待防止」の業務を行います。具体的には、3障害に対応した総合相談、相談支援専門員の連絡会議（月1回）や研修会の開催、障害者虐待防止や障害者差別解消に関する相談支援等を行います。

【事業所名】

土浦市社会福祉協議会（市委託）

《主な役割》

○相談支援



障害福祉サービスの利用などの相談

ひきこもりに関する相談

○地域の相談支援体制の強化

相談支援専門員のスキルアップ

支援困難事例などへの助言・指導

地域のネットワークづくり

○権利擁護

障害者虐待・障害者差別の防止・早期発見

成年後見制度等の関係機関との連携

○相談支援事業所連絡会（基幹相談支援センター連絡会議）

※詳細は、17 ページ参照

市内の指定特定相談支援事業所が月1回、対面、オンラインで研修会や協議をする場です。

基幹相談支援センターが主催となり、各相談支援事業所からのアンケートを基に月1回テーマを決めて、話し合いを行っています。

② 土浦市障害者相談支援事業所（市地域生活支援事業）

障害者（児）の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

【事業所名】（いずれも市委託）

土浦市社会福祉協議会（身体障害）

コスモス（知的障害）

ほびき園（精神障害）

③ 指定特定相談支援事業所（市指定）

障害者等からの相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。また、利用するサービスの内容を定めた「サービス等利用計画」の作成及び「モニタリング」によりサービス等が適切であるか一定期間ごとに検証し、計画の見直しや変更を行います。

【事業所名】

土浦市療育支援センター早期療育相談、土浦市社会福祉協議会、相談支援事業所さくら苑、ほびき園、相談支援事業所 はなまる、きずな、プルメリア相談支援センター、相談支援事業所みんなのサポートセンター、コスモス、ナラティブケアプランセンター、相談支援事業所あんじん苺、あくらーえぽっくさぽーと土浦



市ホームページ

市内相談支援事業所一覧

④ 指定障害児相談支援事業所

障害児やその保護者等からの相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。また、通所サービスの内容を定めた「障害児支援利用計画」の作成及び「モニタリング」により、サービス等が適切であるか一定期間ごとに検証し、計画の見直しや変更を行います。

【事業所名】

土浦市療育支援センター早期療育相談、土浦市社会福祉協議会、プルメリア相談支援センター、相談支援事業所みんなのサポートセンター、コスモス、ナラティブケアプランセンター、相談支援事業所あんじん苺、あくらーえぽっくさぽーと土浦

⑤ 指定一般相談支援事業所

障害者等からの相談に応じ、情報提供や助言、連絡調整を行います。また、施設入所中や入院中の障害者に対して、住居の確保やその他の地域に移行するための活動に関する相談等を行います。

地域への移行後には、一人暮らしをしている障害者と常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等を行います。

【事業所名】

ほびき園

(2) 地域包括ケアシステム（ふれあいネットワーク）について

土浦市では「ふれあいネットワーク」と称し、中学校区（8地区）を福祉コミュニティ圏と捉え、地区公民館という身近な場所に福祉の相談窓口を設置して、要支援者やその家族をサポートします。

支援が必要な方々に対し、保健・福祉・医療の専門スタッフで、支援方法を計画し、

必要となる支援の輪を広げ、地域全体を総合的に支援するものです。



(土浦市社会福祉協議会 Web サイトより抜粋)

地域ケアコーディネーター（社協支部職員）は、各地区公民館に配置されています。お気軽にご相談ください。

	施設名称	住所	電話番号
本部	土浦市社会福祉協議会	大和町 9-2 ウララ 2 ビル 4 階	029-821-5995
支部	一中地区公民館	大手町 13-9	029-821-0104
	二中地区公民館	木田余 1675	029-824-3588
	三中地区公民館	中村南四丁目 8-14	029-843-1233
	四中地区公民館	国分町 11-5	029-824-9330
	上大津公民館	手野町 3252	029-828-1008
	六中地区公民館	烏山二丁目 2346-1	029-842-3585
	都和公民館	並木五丁目 4824-1	029-832-1667
	新治地区公民館	藤沢 982	029-862-2673

<相談時間> 火～日 8:30～17:15（年末年始・祝日を除く）

月曜日は土浦市社会福祉協議会（ウララ）でお話をお伺いします。

※詳しくは各公民館にお問い合わせください。

（3）虐待防止について

土浦市障害者虐待防止センター

平成24年10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。これをうけ、土浦市から受託し土浦市社会福祉協議会内に「土浦市障害者虐待防止センター」を設置しました。

土浦市障害者虐待防止センターは、虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人からの届け出の受付窓口となります。虐待を受けた障害者の安全確認や、土浦市や警察、医療機関などと連携しながら対応したり、支援方法を検討します。障害者虐待の防止や障害者の養護者への支援もあわせて行います。

障害者虐待防止法とは？

障害者虐待の防止や早期発見・早期対応、家族などの養護者に対する支援を充実する

こと等により、障害者の尊厳の保持、自立や社会参加の促進を図り、権利利益を養護することを目的としています。

対象となる障害者は？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある方、その他心身の機能の障害のある方で、障害や社会の障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方が対象となります。（障害者手帳を取得していない方や18歳未満の方も対象となります。）

障害者虐待とは？

障害者虐待防止法において障害者虐待とは以下に分類されます。

①「養護者による障害者虐待」

※「養護者」とは？

障害者の身の世の世話や金銭の管理などを行う、障害者の家族、親族、同居人等です。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが該当する場合があります。

②「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」

※「障害者福祉施設従事者等」とは？

障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する人です。

③「使用者による障害者虐待」

※「使用者」とは？

障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする人です。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主なども含まれます。

障害者虐待の具体例

区分	内容	具体例
(1) 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること	平手打ちにする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどをさせる、縛り付ける、閉じ込める、など
(2) 性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること	性的な行為や接触を強要する、障害者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せる、など
(3) 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、無視をする、など
(4) 放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)～(3)に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること	食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排泄の介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させない、第三者による虐待を放置する、など
(5) 経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない、など

- ・ 特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。
- ・ 虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- ・ 虐待をされている人が虐待と認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

**障害者虐待防止法(第3条)では、
「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない」と、
広く虐待行為を禁止しています。**

虐待者・被虐待者本人の「自覚」は問いません

- ・虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。
- ・虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。
- ・また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から諦めてしまっていることもあります。

相談窓口・連絡先

周りで気になること、虐待を受けたと思われる障害者を発見したら、土浦市障害者虐待防止センターへ通報をお願いします。（秘密は厳守されます。）

土浦市障害者虐待防止センター（土浦市社会福祉協議会内）

土浦市大和町 9-2 ウララ 2 ビル 4 階

- ・ 24 時間 365 日対応専用ダイヤル TEL 029-824-1650
 - ・ FAX による通報・情報提供 FAX 029-824-4118（8:30～17:15）
- FAX は、年末年始（12/29～1/3）および国民の祝日を除きます。

虐待防止に関する法律は、障害者虐待防止法以外にもいくつかあります。法律により、対象者や対象事業所が異なりますので、次の表を参考にして、通報先（対応先）をご確認ください。

(参考) 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

～障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別に整理～

所在 場所	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険 法等	児童福祉法				
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談 支援 事業所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む)	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所施設 等 ※ 3	障害児 相談支援 事業所		
18歳 未満	児童虐待防 止法 ・被虐待者 支援 (都道府県) ※ 1	障害者虐 待防止法 ・適切な 権利行使 (都道府 県・市町 村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権利行使 (都道府 県・市町 村)	—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な権 利行使 (都道府県・ 市町村)	児童福祉 法 ・適切な権 限行使 (都道府県) ※ 4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権利行使 (都道府 県・市町 村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県・労働 局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)			—	(20歳まで) ※ 2	(20歳まで)	—		
65歳 以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)			高齢者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県・市町 村)	—	—	—		

※ 1 養護者への支援は、被虐待者が 18 歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。

※ 2 放課後等デイサービスのみ

※ 3 小規模多機能型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第 33 条の 10）

※ 4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

※5 令和4年12月の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降、精神科病院については精神保健福祉法の対象となる。

(「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和5年7月)(厚生労働省 社会・援護局 障害保険福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室)より抜粋)

(4) あんしんサポーター(地域生活支援拠点等)について

- 地域生活支援拠点等とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害児者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において障害児者やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的とした場所や体制のことです。障害者総合支援法第77条第4項関係(令和6年4月施行)により整備が、市町村の努力義務となります。
- あんしんサポーター制度(拠点等コーディネーター)・・・介護者が病気や事故などにより、急に不在になるなどの心配がある方に対して、障害の状況、病気、どのような支援が必要かなどについての情報を伺い、事前に備えるためのアドバイスをいたします。緊急時には、あんしんサポーターが、関係機関等と連絡をとり必要な支援を行います。
- 地域生活支援拠点等の「相談機能」を担う事業所登録・・・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所については、運営規定に拠点等を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村に当該事業所として認められることが必要となります。以下のような加算が対象となります。
- 加算・・・機能強化型(継続)サービス利用支援費(児：機能強化型(継続)障害児支援利用援助費)、地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算、



市ホームページ

4 土浦市の地域生活支援事業について

○就労継続支援 A 型、共同生活援助などの全国一律で実施される障害福祉サービスのほかに、市町村の特性や利用者の状況に応じて、実施されているのが、地域生活支援事業です。

○土浦市では、次の事業を行っております。詳しい内容は、市ホームページ（二次元バーコード）をご確認ください。

- ・相談支援事業
- ・手話通訳者設置事業
- ・手話通訳者派遣事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・生活支援事業（生活訓練等事業）
- ・訪問入浴サービス事業
- ・日中一時支援事業
- ・障害者（児）一時介護事業（レスパイト事業）
- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- ・手話奉仕員等養成事業
- ・成年後見制度利用支援事業



市ホームページ

5 茨城県内の相談機関等一覧

（1）障害に関する相談全般

相談内容	施設名	住所	電話番号
総合相談	土浦市役所（障害福祉課）	土浦市大和町 9-1	029-826-1111
	土浦市基幹相談支援センター	土浦市大和町 9-2 ウララ 2 ビル 4 階 （土浦市社会福祉協議会内）	029-821-5995

	障害者なんでも相談室 (障害者 110 番事業)	水戸市千波町 1918 (茨城県手をつなぐ育成会内)	029-244-9588
--	-----------------------------	-------------------------------	--------------

(2) 障害・疾患等に関する相談

相談内容	施設名	住所	電話番号
障害の早期発見・治療 促進・社会適応	土浦市保健センター	土浦市下高津 2-7-27	029-826-3471
	土浦保健所	土浦市下高津 2-7-46	029-821-5342
身体障害の判定	福祉相談センター 身体障害者更生相談所	水戸市三の丸 1-5-38	029-221-0800
知的障害の判定	福祉相談センター 知的障害者更生相談所	水戸市三の丸 1-5-38	029-221-0800
視覚障害者のための 各種相談	視覚障害者生活相談	水戸市袴塚 1-4-64 県立視覚障害者福祉センター	029-221-0098
聴覚障害者のための 各種相談	聴覚障害者福祉相談	水戸市住吉町 349-1 県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」	029-248-0029
精神保健相談・ 精神保健特定相談	精神保健福祉センター	水戸市笠原町 993-2	029-243-2870
発達障害	茨城県発達障害者支援センター COLORS つくば	つくば市高崎 802-1	029-875-3485
高次脳機能障害	茨城県高次脳機能障害支援センター	稲敷郡阿見町阿見 4669-2 (茨城県立医療大学敷地内)	029-887-2605
アルコール依存症	茨城県依存症専門医療機関 (豊後荘病院)	石岡市部原 760-1	0299-44-3211
死にたい気持ち・ 心の悩み	いばらきこころのホットライン	水戸市笠原町 993-2	029-244-0556 (月~金) 0120-236-556 (土・日)
ひきこもり	ひきこもり相談支援センター	筑西市西方 1790-29 (アイネット内)	0296-48-6631
	土浦保健所	土浦市下高津 2-7-46	029-821-5516
難病	茨城県難病相談支援センター	稲敷郡阿見町阿見 4669-2 (茨城県立医療大学敷地内)	029-840-2838
	茨城県難病団体連絡協議会	水戸市千波町 1918 (茨城県総合福祉会館内)	029-244-4535

(3) 児童の障害・子育てに関する相談

相談内容	施設名	住所	電話番号
児童の総合相談	土浦児童相談所	土浦市下高津 3-14-5	029-821-4595
療育相談	土浦市療育支援センター (早期療育相談)	土浦市上高津 1809	029-822-3411
在宅障害児の療育指導・相談	障害児等療育支援事業 (県立あすなろの郷)	水戸市杉崎町 1460	029-259-3121
発育・発達の遅れ/集団不適応等	発達が気になる子どもの教育相談	笠間市平町 1410 (茨城県教育研修センター特別支援教育課)	0296-78-2777
医療的ケア児等の相談	茨城県医療的ケア児支援センターみちしるべ	茨城県那珂郡東海村照沼 825 [独立行政法人 国立病院機構 茨城東病院内]	029-287-8627

(4) 就労支援に関する相談

相談内容	施設名	住所	電話番号
職業紹介 (A型事業所含む)	ハローワーク土浦	土浦市穴塚 1838 (土浦労働総合庁舎 1階/2階)	029-822-5124
適職判定	茨城障害者職業センター	笠間市鯉淵 6528-66	0296-77-7373
就業生活の継続に向けての支援	障害者就業・生活支援センターかすみ	土浦市真鍋新町 1-14	029-827-1104
	障害者就業・生活支援センターかい	石岡市鹿の子 4-16-52 (しろがね苑内)	0299-22-3215
就職に関する不安や悩み等	いばらき県南若者サポートステーション	つくば市東新井 28-4 荒井マンションⅡ 2-C	029-893-3380

(5) 経済・年金に関する相談

相談内容	施設名	住所	電話番号
年金全般について	土浦年金事務所	土浦市下高津 2-7-29	029-824-7163
	街角の年金相談センター土浦	土浦市桜町 1-16-12 リーガル土浦ビル 3階	029-825-2300
特別児童扶養手当等について	茨城県南県民センター地域福祉室	土浦市真鍋 5-17-26 (土浦合同庁舎内)	029-822-7212

(6) 権利擁護に関する相談

相談内容	施設名	住所	電話番号
虐待案件の通報等 (疑い含む)	土浦市障害者虐待防止センター	土浦市大和町 9-2 ウララ 2 ビル 4 階 (土浦市総合福祉会館内)	029-824-1650
虐待に関する相談	茨城県障害者権利擁護センター	水戸市千波町 1918 (茨城県手をつなぐ育成会内)	029-353-8663
障害者の差別問題	茨城県障害者差別相談室	水戸市千波町 1918 (茨城県手をつなぐ育成会内)	029-246-6049
成年後見制度等の相談	成年後見センターつちうら	土浦市大和町 9-2 ウララ 2 ビル 4 階 (土浦市総合福祉会館内)	029-821-1152

(7) 高齢者に関する相談

相談内容	施設名	住所	電話番号
地域包括支援センター (総合窓口)	うらら (一中・三中・四中・六中地区)	土浦市大和町 9-2 ウララ 2 ビル 4 階 (土浦市総合福祉会館内)	029-824-0332
	かんだつ (二中・五中・都和・新治地区)	土浦市神立中央 5-4-14 (医療法人社団 青洲会内)	029-869-7035
在宅介護支援センター	一中 滝の園	土浦市穴塚 1935	029-821-3332
	一中 土浦協同病院	土浦市おおつ野 4-1-1	029-846-3743
	二中 静霞園	土浦市東若松町 3379	029-822-5009
	三中 もりの家	土浦市北荒川沖町 8-1	029-841-6055
	四中 飛羽ノ園	土浦市小松三丁目 18-18	029-826-3822
	五中 神立病院	土浦市神立中央五丁目 4-14	029-833-1025
	六中 やすらぎの園	土浦市小岩田西二丁目 1-49	029-835-3135
	都和 セントラル土浦	土浦市真鍋新町 12-10	029-893-6100
	新治 憩いの里	土浦市高岡 2315	029-829-3033

6 基幹相談支援センター連絡会議

○相談支援専門員の皆様の、価値・知識・スキルの向上、情報交換、ネットワーク作りなどのために、基幹相談支援センター連絡会議・研修会（月1回）にぜひご参加ください。

(1) 連絡会について

基幹相談支援センターでは、障害者からの相談に応じて必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行っています。また、住みやすい環境を作るために地域課題の抽出、相談支援専門員のスキルアップを図るため、研修や連絡会議等を実施しています。

(2) 開催日

原則として毎月第1火曜日

(3) 対象

市内相談支援事業所に所属する相談支援専門員

参加の申し込みは基幹相談支援センターへ！



(4) 令和4年度実施内容（参考）

開催日	場 所	内 容	参加人数
4/12	オンライン開催	・今年度の主な事業計画（障害福祉課） ・事業計画及び年間予定	20人
5/10	オンライン開催	・土浦市ふれあいネットワークについて	13人
6/14	オンライン開催	・医療観察法について	21人
7/5	総合福祉会館	・相談支援事業所の実務について（情報交換会）	14人
8/9	オンライン開催	・特別支援コーディネーターの業務について	15人
9/6	—	※中止	—
10/4	オンライン開催	・高次脳機能障害支援センターと地域支援拠点病院の役割について	16人
11/1	オンライン開催	・障害年金受給までの流れとそれに伴う社会保険労務士の業務について	16人
12/6	オンライン開催	・相談支援事業所の実務について（情報交換会）	17人
1/25	オンライン開催	・障害者総合支援法の改正について	10人
2/14	オンライン開催	・アンケート報告、次年度の予定について等	13人
3/7	オンライン開催	・話し合い/一年間の反省	16人

(5) 令和5年度予定

開催月	内 容
4月	令和5年度主要事業（障害福祉課）／事業計画・年間予定
5月	障害者相談支援専門員に求められるもの 基幹相談支援センター・委託相談支援事業所の役割
6月	相談支援事業所の実務（情報交換）
7月	成年後見センターつちうらの業務／日常生活自立支援事業について
8月	障害者就業・生活支援センターの役割
9月	ひきこもり問題を考える
10月	相談支援事業所の実務（情報交換）／グループスーパービジョン
11月	意思決定支援について
12月	地域生活支援拠点等事業について
1月	相談支援事業所の実務（情報交換）
2月	サービス等利用計画の評価／支援記録の書き方
3月	情報交換（1年の振り返り）

土浦市地域自立支援協議会について

- 障害者総合支援法（第89条の3）における「協議会」が、本市では「土浦市地域自立支援協議会」です。障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害者、福祉、医療、教育、雇用などに従事する関係者により構成された全体会議を年3回開催しております。
- 協議会全体会議のほか、事務局会議（月1回）、2つの専門部会（児童福祉専門部会、障害者差別解消専門部会）により、課題の抽出や解決に向けた議論を行っています。



7 ワムネット (WAMNET) について

- 「ワムネット (WAM NET)」は、福祉・保健・医療に関する制度・施策やその取り組み状況などに関する情報をわかりやすく提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。
- 平成 30 年 4 月から「障害福祉サービス等情報公表制度」により、事業者には、都道府県等に障害福祉サービス等情報を報告する義務があり、内容をワムネット上に公開することになります。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条の 3、児童福祉法第 33 条の 18)
- 茨城県障害福祉課ホームページにて、登録方法をご確認のうえ、情報の掲載および定期的な更新をお願いいたします。
- また本市ホームページにおいて、「土浦市市内相談支援事業所の受け入れ状況一覧」を掲載し、毎月更新しております。内容を変更する場合には情報提供にご協力ください。



ワムネット



市ホームページ
市内相談支援事業所一覧

改訂の履歴	
平成29年5月	相談の手引き発行
令和6年2月	相談の手引き（第2.0版）発行

土浦市障害児（者）相談支援の手引き（第 2.0 版）

令和 6 年 2 月発行

発行 土浦市 障害福祉課 障害福祉係

〒300-8686 土浦市大和町 9 番 1 号

電話 : 029-826-1111

FAX : 029-826-7118

Mail : shougai@city.tsuchiura.lg.jp